

令和4年度第10回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年1月5日（木）
午前9時30分～午前11時25分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 田中 善憲
9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信
11番 大浦 清貴 13番 福山 英則
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝
16番 北森 正誠 17番 渡辺 正志
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 12番 山崎 巖
5. 議 題 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第43号 空き家に付随した農地の指定について
議案第44号 非農地証明書の交付について
報告事項第34号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第35号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第37号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて
報告事項第38号 農地所有適格法人報告書の要件確認について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、山崎委員から欠席届けがございました。宮田委員は遅れるとご連絡がございました。9時30分時点で出席委員数は22名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和4年度第10回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案5件、報告事項5件がございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。7番古田委員、8番大場委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は14件で、申請面積は38,940.75㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

2番は、贈与により、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

3番は、経営の縮小のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所

有権を移転するものです。

4番と5番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

6番と7番は、経営の縮小のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

8番は、相手方の要望のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

9番は、農地所有適格法人へ貸し付している農地を利用権が設定された状態で、耕作不便のために、所有権のみを移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は〇〇〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。

現地確認については、法人から農地が返還された場合、譲受人が農地を耕作することができるかを観点に確認していただきました。

10番と11番は、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

12番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。

13番は、父から子への贈与によるものですが、県外に居住していた子が実家に戻り、新規の農家として所有権を移転するものです。なお、婦中町外輪野は下限面積の要件が10aに設定されている地域です。

14番は、労働力不足のため、新規の農家に所有権を移転するものです。

キャベツ等を生産する予定です。

なお、譲受人の住所地は県外となっておりますが、申請農地の隣接地にある住宅に居住する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

● ● 委 員 13番と14番ですけども、譲受人が新規就農者でいずれも県外の方だが、どういう風に日常管理をするのか。居住はどうされるのでしょうか。

△ △ 委員 家を移されるのか。

▲ ▲ 委員 富山に来てレストランをやっている。その周りでヤギと鶏を放し飼いでいる。従業員も一緒に耕作をする予定です。
なお、申請農地の隣接地の宅地に居住される予定です。

■ ■ 委員 13番ですが、息子が❖❖❖❖で退職を機に、地元に戻って実家を継いで、地元で定住してくれる予定です。

◇ ◇ 委員 14番の人はこちらで移住されるという計画はないのですね。

事 務 局 住民票も富山市に移される予定です。東京都といたり来たりすることはあるかもしれないが、申請農地の隣接地の宅地に居住される予定です。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第40号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第41号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第41号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は6ページから10ページになります。

今回、4条申請が1件、面積は4,48㎡、5条申請が8件、面積は14,014㎡です。

それでは、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

4条申請1番は、老田地区において、農機具格納庫敷地の地目の是正であります。転用の概要といたしましては、敷地の境界確認のため測量を行ったところ、農機具格納庫の敷地の一部が越境していることが判明し、今回是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございました。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実

施されていることから、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書 8 ページをご覧ください。5 条の申請内容についてご説明いたします。

5 条申請 1 番は、新保地区において、分家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家との相互扶助のため、また、実家の農業を承継するため申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5 条申請 2 番は、大沢野地域大沢野北部地区において、共同住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地周辺は住宅地に囲まれた市街地化が著しい区域であり、住宅の需要が依然高いことから今回申請されたものであります。申請地から半径500mの範囲内に行政サービスセンター、医療施設があり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5 条申請 3 番は、大山地域大庄地区において、貸駐車場敷地を拡張する計画であります。申請人の□□□□は、不動産管理業を営んでおります。転用の概要といたしましては、現在、既存敷地の工場や事務所敷地については、隣接する▽▽▽▽へ賃貸しており、今回、▽▽▽▽の従業員駐車場が不足していることから、駐車場拡張のため申請されたものでございます。申請地は既に雑種地化されており始末書の添付がでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5 条申請 4 番は、大山地域上滝地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、実家との相互扶助のため申請地を選定されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5 条申請 5 番は、八尾地域保内西地区において、農畜産物処理加工施設を整備する計画であります。申請人の▼▼▼▼は、牛乳の共同加工事業を行っております。転用の概要といたしましては、近年、業績が伸びてきており、製造所を拡張する必要が生じておりましたが、既存地では手狭なため、今回、移設を計画しており、組合員である〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇が搬入しやすく、周辺に住宅地がない場所、そして、品質管理のため西日の当たらない申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地

の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は農業用施設を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。補足ですが、移転後の既存地の利用については、製造所を閉鎖し、倉庫・冷蔵施設のみを残す計画となっております。

5条申請6番は、婦中地域鶉坂地区において、駐車場を拡張する計画であります。申請人の◆◆◆◆は主に住宅建築工事、設計業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存敷地内においてトラックや営業車の駐車場が手狭であるため隣接地において新たに26台分の駐車場を拡張するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請7番は、婦中地域神保地区において、建築条件付売買予定地を整備する計画であります。転用の概要と致しましては、申請地はJR千里駅から約300mの場所であり、近隣には教育施設、生活圏5kmの範囲内には大型ショッピングセンターなど、生活環境が整った利便性のある土地であり、多数の需要が見込まれることから申請地を選定されたものです。平均区画面積は約245㎡で全9区画を計画されております。農地区分は、半径300mの範囲内に鉄道の駅があることから農地区分は第3種農地で原則許可案件となります。

5条申請8番は、婦中地域音川地区において、駐車場の一時転用の計画であります。申請人の☆☆☆☆は産業廃棄物処理業を営んでおります。転用の概要といたしましては、現在、平等地区において新たな処分場の建設工事を行っており、それに伴う作業員や工事車輛置場の確保が急務となっていることから今回申請されたものでございます。申請地については、鉄板やパレットを敷き詰めるなど、撤去後も耕作に支障を及ぼさないよう配慮されることから、原状回復が確実であり、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。期間は、許可日から令和7年12月31日までの約3年間の計画でございます。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、

ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

★ ★ 委員 5番はどういったものを処理する施設ですか。

❖ ❖ 委員 組合員の酪農家から運ばれた牛乳を加工する施設です。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第41号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、11ページから26ページです。

利用権設定は、今回は141件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が5件、3～5年が44件、6～9年が7件、10年が85件です。設定面積は、794,487.45㎡です。

13ページ1番から18ページ60番までは、農地中間管理機構を通すものであります。18ページ61番から26ページ140番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、35番、72番、85番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

会 長 (異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、35番、72番、85番を除き、異議については、ないものといたします。

会 長 続きまして、35番について審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

<□□委員退室>

会 長 それでは、35番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、35番について、異議はないものといたします

会 長 □□委員は入室をお願いします。

<□□委員入室>

会 長 続きまして、72番について審議いたしますので、◎◎委員は退室をお願いします。

<◎◎委員退室>

会 長 それでは、72番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、72番について、異議はないものといたします。

会 長 〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 続きまして、85番について審議いたしますので、▲▲委員は退室をお願いします。

<▲▲委員退室>

会 長 それでは、85番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、85番について、異議はないものといたします。

会 長 ▲▲委員は入室をお願いします。

<▲▲委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことですので、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第43号空き家に付随した農地の指定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第43号空き家に付随した農地の指定についてご説明いたします。

議案書のページは、27ページです。

今回の申請件数は、1件です。

別紙の位置図を併せてご覧ください。

位置図の斜線の箇所が、今回申請のありました農地です。太線で囲んである箇所が、空き家の所在地です。

農地は3筆です。所在地は〇〇〇〇外です。

合計面積は〇〇〇㎡です。空き家の所在地は〇〇〇〇外です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました空き家に付随した農地の指定について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

● ● 委 員 今回の議案についての質疑に関してではないのですが、事務局に問い合わせが今まで何件かあったと思いますが、空き家を取得しようにも、農地がひどいから二の足を踏む事があったか、そういった事案があれば教えてもらいたい。

事 務 局 買いたい案件は2件受けています。農地がひどいので買えないといった相談は今のところ受けていない状況です。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、空き家に付随した農地の指定をすることに異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第43号空き家に付随した農地の指定について、原案どおり決定することといたします。

会 長 続きまして、議案第44号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第44号非農地証明書の交付についてご説明いたします。
議案書のページは、28ページから30ページです。
各案件においては、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると、現地を確認してまいりました。
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付する

ことにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第44号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
第34号農地法第3条の3の規定による受理について
第35号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
第36号農地法第18条第6項の規定による通知について
第37号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて
第38号農地所有適格法人報告書の要件確認について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第34号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、31ページから42ページです。
今回の受理件数は19件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。
報告事項第35号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。
議案書のページは43ページから48ページまでです。
今回の受理件数は、4条が1件、5条が16件、合わせて17件、面積は合わせて11,322.58㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。
46ページ6番については、令和4年9月に、5条で届出されましたが、譲受人変更のため、今回改めて届出されたものです。
事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、46ページの5番、47ページの11番、48ページの15番です。
報告事項第36号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。
議案書は、49ページから53ページです。
解約件数は16件で、解約面積は49,071.45㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。
以上でございます。
議案書のページは54ページです。

報告事項第37号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。

報告第35号46ページの6番で説明したとおり、譲受人変更のため取り消すものです。

以上でございます。

報告事項第38号農地所有適格法人報告書の要件確認について、ご報告いたします。議案書は、55ページから60ページです。

農地法第6条では、農地所有適格法人であって、農地を所有又はその法人以外の者が所有する農地をその法人の耕作に供しているものは、毎年、事業の状況等について、農業委員会に報告しなければならないと定められております。

農業委員会は提出された報告書に基づき、法人が農地所有適格法人の4つの要件を満たしているかどうかを確認し、それを農業委員会の総会で報告することになっております。

その要件とは、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の要件であります。

農地所有適格法人で報告の義務がある106法人について、要件を確認しましたところ、すべて満たしていました。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 次に、3. 協議事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 連絡事項に入ります前に、皆様にご報告があります。

この度、宮田委員におかれましては、8期22年にわたる農業委員としての活躍、そして中山間地域における農地集積といった農地利用の最適化への貢献が評価されまして、農林水産大臣表彰を受賞されました。

誠におめでとうございます。

宮田委員には今後とも、富山市の農業の発展ため、ご尽力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

(事務局説明)

会長 ただいま、説明がありました事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

◆ ◆ 委員 何月何日現在で書くのですか。

事務局 提出する時点での記入をお願いします。

★ ★ 委員 タブレット端末はいつ入るかわかりませんが、それを利用してはいけませんか。間に合わないですか。

事務局 タブレットにつきましては、12月に25台納品されています。使用できるようにアプリ、管理するシステムを入れまして、動作確認をしながら検証しています。

委員の皆様には2月の月次総会以降に研修をしようと考えています。意向調査に関しましては意向確認アプリを国で作成中で、今年度内には完成と聞いているのですが、現段階で、いつ作成になるかの確定した期日はきていません。意向確認アプリを使って意向調査をするとなりますと、農地所有者、耕作者、一人一人に対して全て入力しないといけません。

利用意向調査については、郵送で送って回答がないもの、特に農地をたくさん持っている方については、農業委員様にお問い合わせをしようと考えているところであります。

■ ■ 委員 あおば農協と山田農協、人、農地プランの前年度調査に変更はないのか。****とか変更等発生していないのか。

事務局 あおば農協等、2年前、3年前の情報ですが、実際実施していない地域があります。前回実施している情報を利用しながら必要であれば実施する予定としています。

◇ ◇ 委員 Q1、耕作面積を書くところがあるが、総合計でいいのか。小長谷と小長谷新では全く集落が違う。一筆ずつ書くわけではない。これだけの欄しかない。まとめて書いてくださいと書かないと、全部書けないという方がいるかもしれないので、集落ごとに合計した数字を書いてくださいの方がいいのかなと思いました。

事務局 ありがとうございます。

❖ ❖ 委員 これは耕作者宛てにだけに送って、所有者にも送るのか。

事務局 今回は耕作者に送ります。次年度回答があった耕作者の方は、農地を所有しておられる方も多くおられるので、農地の所有者に送る際には、同じ人に2回送ることがないようにします。

○ ○ 委員 Q2, 農業後継者について、法人、受手お互いの認識の中で書くのか。もうできないので、ここにお願いしますと思っても、受け手が納得していない場合もある。お願いしたいけど、お互いの話し合いがなされて、ここに○をつけるべきなのか。

事務局 回答される方の想いで、書いていただきたいと考えています。協議をすることはその後になりますので。回答される方が、例えば自分はやめたいけども、お願いする人がいないという事であれば3番になります。

自分の息子さん、ご親戚にお願いしたい場合は1番になります。必ずすると確定でなくとも、どういった意向があるのかということを書いていただきたいと思います。

○ ○ 委員 うちの法人にもくるわけです。集落が10以上ある。そういった場合は別紙に書くのか。

事務局 大変申し訳ありません。6段しか枠がありませんが、わかるようにA集落何アール、B集落何アールという風に、枠にとらわれず書いていただきたいと思います。

◆ ◆ 委員 あおば農協でも4年程前に大分、意向調査を実施したんですけどそれは今回も実施するということですか。

事務局 配布をあおば農協さんをお願いしていることから、どの地区を抜く、抜かないとすると相手に負担になることから、全地区をお願いする予定です。

● ● 委員 農水省の考えは地域に浸透していかない。人農地プランの実施がままならない。法定化してしまっ、がんじがらめにして動かそうとしているように見える。

10年前に人農地プランは動いてるはず。意向調査が始まっている話。始まった時に地図を作りましょうと実際にあつたはず。10年かかって、まだできていない。農政部局に聞いても地図を作成しておりませんと。

行政もそうなんですけど、地域の人もそれほど思っていない。果たしてまた同じことをしてできるのかと思っております。農業者に対して意識づけをする。非常にいいことだと思うんですけど、もう一度それぞれの立場を明確にしていくのがいいかなと思っております。

役割がこの資料だけではわからない。それぞれの地区で目標地図を作成するとなれば、スケジュールの一番上の農業委員会というの

はこの場を指しているのか、各地区の農業委員に任せるのか。この場で何百の地図を検討するのか。素案についてはそれぞれの地区の農業委員に任せて地図を作らせるのか。市が素案を作ってフィードバックしてくるのか、集落ごとに。

その辺がわからなくて。意向調査をすることは必要だと思うけども、上手くいかないことを危惧しているので、その辺をもう少し説明をしてもらいたい。

事務局 役割分担でございますけども、事業スケジュールにそれぞれ業務を行う対象者を左側に記載させていただいておりますけども、地域計画を作成するのは市になります。人農地プランを地域計画とするという形になります。

地域計画の中に市が目標地図を盛り込まなければなりません。そのための地域における協議の場を設定し、説明会を行うのも市になります。農業委員会には、地域計画に盛り込む目標地図の素案を作成しなければならないと法に明記されています。目標地図の素案を農業委員会で作り、それを市に提供することになります。意向調査から始まって、市に協議の場を設定してくださいということを農業委員会から申し出て、地域の協議の場で目標地図の素案を作成していくという形になります。人農地プランが16地区ありまして、目標地図の16地区のものを作成する計画にしております。

その後、目標地図の素案を市に提出した後、地域計画説明会というものを市で設定いたしまして、目標地図に修正を加えながら最終的に地域計画の案を地域計画にする。

農業委員の皆様には地域計画における協議の場に必ずとは言いませんが、参加してもらい、意向確認ができるのであれば、タブレットを持っていき、誰がどの農地を将来耕作する、農地を交換する、等を協議の場で行っていただきたい。

市の職員、農業委員会事務局の職員も参加しながら、目標地図の素案を作成できる形で協議を行っていただきたい。農業委員会は意向調査から目標地図の素案を作成する。これは16地区になります。

市は目標地図の素案を作成するための協議の場を設定し、地域計画の説明会を経て作る。農業委員の皆様には農業委員会のご協力をよろしくお願いいたします。

● ● 委員 今回の説明、何を言ってるのか全然分からないので。

人農地プランが16地区と言われましたけども、16地区の素案、目標地図を農業委員会で作るんだという説明だったけども、それぞれの地区を集めてきて、この場で16地区の地図を作るのか、事務局で作って、農協さんに持って行ってください。農協さんで集約し

ますと。それを事務局に持ってきて、事務局がそれを元に、目標地図を作って、この場で、16地区のものが良いか悪いかを検討するのか。

全然その辺が見えてこない。言っておられることは、書いてあることを読んでだけの話なので。

事務局 現況地図をつくらなければなりません。現況地図というものは意向調査の用紙を集めてきて、それをパソコン上に入力すれば、それが反映されて地図になって出てくるといいう仕組みになっています。

委員さんが色塗りしなければならぬという事はありません。現況地図ができたなら、今度はそれをどうするかを考えなければならぬ。どの場で考えるかという、協議の場で現状がこうです。協議の場でそれを見せてそれがどう変わるか。こうしたらいいんじゃないかと意見をいただいて、協議の場での話をパソコンに入力すればあるべき姿の地図になる。

それが完璧なものでなくてもいいと国は言っております。白地がたくさんあってもいい。これを作るけど、例えば大きな農家さんが亡くなられた等状況が変わったら、その都度その都度、地図を訂正すればよいということになっております。

❖ ❖ 委員 抜けたところを補っていくという理解でいいのか。

事務局 大きな農家さんが意向調査を提出されないと、大きな空白地ができるので、そういう場合は農業委員さんに行ってください、回収するなりタブレットに入力するなりしていただきたいと思っております。

今の段階ではソフトもできてない状況ですので、確かなことは言えない部分もありますが、そのように考えております。

□ □ 委員 想定されている16地区というのは農業委員会ではだいたい想定されている地区なのですか。

事務局 人農地プランでは38の地区がありますので、38の地域計画を作ることとなります。

□ □ 委員 1月から3月に、我々がもらっている情報では何をどうすればいいかはっきり見えてこないが、大丈夫なんでしょうか。

事務局 1月から3月にしてもらうのは、農協で野帳と一緒に集めるだけです。集まったものはこちらでその都度入力していきます。

◇ ◇ 委員 多分できないんだろうと思うけど、八尾の場合、私ん所は90パーセント営農組合でやってる。他は全部個人でやってる。山手は別の地域計画を作ることができるのか確認して行ってほしいです。

事務局 わかりました。

□ □ 委員 地図を作って、その後、地区の人で協議をするという話ですけど、我々は協議の中でどこまで踏み込んでいくことになるんでしょう。

事務局 水橋地区は国営事業の中でそういった話がなされるという事なので、その国営事業の中で話し合いをしてもらえたらと思います。

□ □ 委員 わかりました。今そういう協議をやっている最中なものですから。

会長 次に、4. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。